議安永等事 写

三朝町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する 三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

昭和三十九年五月十一日提出 三朝町長

坂出 雅 . 2

昭和州九年五月指貮日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例(路和三九年三朝町条例第一六号)の一部さ 三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(家)

次のように改正する

第三条中一名号」を大号」に改める

第五余中

一所 得 割

三海 產 割

百分の

百分の

三、被保険者均等割

一世帯について

入。。用

四〇〇円

被保険者一人について

四世别平等割 とあるき

三次員 產

三被保険者均等割 四世常到平等割

に改める

百分の 百分の

一世帯について

被保険者人にいて六〇日 一二、0

1000用

第十系第三項第三子中四百五十円を四百八十円に改め、同条同項第二 号中看月を三百千円に改める

附

則

この系例は公布の日から施行し、昭和三九年度より適用する